

1 感染症等検査（平成 8 年度開始 平成 27 年度予算：4,095 千円 一部国補助）

感染症の早期発見・早期治療及び二次感染の防止，エイズ，性感染症等のまん延防止や原因究明などのため，「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」及び「性感染症に関する特定感染症予防指針」等に基づき，保健所関係各課の依頼により細菌検査及びウイルス検査を実施し，検査データを提供する。

また，公衆浴場やプール施設などの衛生管理指導を目的として，関係課の依頼により浴槽水，採暖槽水，冷却塔水等の細菌検査を実施し，検査データを提供する。

（1）感染症検査

【事業の目的・内容】

「感染症法」に基づき，赤痢菌やノロウイルス等を原因とする感染性胃腸炎等の患者発生時に，病原体及び感染経路の解明と感染拡大防止のため，患者や接触者等の便等の検査を実施する。

（保健所編 i-1.-8-（3）感染症の発生・まん延防止対策の実施 参照）

根拠法令等	依頼課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 等	保健予防課 感染症予防グループ

《実績》

感染症検査実施状況

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
検体数		103	152	96
項目数計		128	188	117
項目	赤痢菌	4	—	5
	腸管出血性大腸菌	12	12	30
	ノロウイルス	77	128	52
	サポウイルス	—	10	11
	ロタウイルス	33	33	14
	アデノウイルス	—	5	5
	麻しんウイルス	2	—	—
その他		—	—	—

（2）感染症発生動向調査事業に係る検査

【事業の目的・内容】

感染症発生動向調査は，「感染症法」に基づき，全国規模で実施されている。本市においても，医療機関の協力を得て，感染症の流行実態を早期かつ的確に把握することにより，予防措置を講ずることを目的に，病原体検査を実施する。

(保健所編 i-1.-8-(2) 感染症発生動向調査事業 参照)

根 拠 法 令 等	依頼課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12～16条 宇都宮市感染症発生動向調査事業実施要綱 等	保健予防課 感染症予防グループ

《実績》

感染症発生動向調査に係る検査実施状況

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
検体数		38	52	43
項目数計		46	67	65
検 査 項 目	急性脳炎	5	13	8
	インフルエンザ	26	26	23
	麻しん	7	11	10
	風しん	7	11	10
	その他	1	6	14

(3) HIV・性感染症検査

【事業の目的・内容】

感染症の早期発見・早期治療及び二次感染の防止を推進し、そのまん延を防止することを目的に検査を実施する。

(保健所編 i-1.-8-(6) エイズ・性感染症・ウイルス性肝炎の検査・相談 参照)

根 拠 法 令 等	依頼課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 宇都宮市H I V・性感染症・ウイルス性肝炎検査及び相談実施マニュアル 宇都宮市保健センターH I V・性感染症・ウイルス性肝炎検査及び相談実施マニュアル 等	保健予防課 感染症予防グループ

《実績》

性感染症・肝炎検査実施状況

	平成 24 年度											
	HIV 検査			梅毒検査		クラミジア検査	C 型肝炎検査			B 型肝炎検査	計	
受診者数	701			643		429	72			77	1,922	
項目数	1 次	2 次	確認	1 次	2 次	抗原	1 次	2 次	確認	77	2,574	
	701	2	2	1,286	5	429	72	0	0			
受診者実数	750											
	平成 25 年度						平成 26 年度					
	HIV 検査			梅毒検査		計	HIV 検査			梅毒検査		計
受診者数	785			711		1,496	817			707		1,524
項目数	1 次	2 次	確認	1 次	2 次	2,212	1 次	2 次	確認	1 次	2 次	2,244
	785	1	1	1,422	3		817	7	4	1,414	2	
受診者実数	800						828					

(4) 結核菌感染診断検査（クオンティフェロン（QFT）検査）（平成 18 年度開始）

【事業の目的・内容】

結核については、かつてに比べ患者数は減少しているものの、地域的偏在や集団発生の散発等がみられ、これらに対応した保健医療体制の確保が要請されている。

QFT 検査は既往の BCG 接種の影響を受けないことから、感染者の接触者等二次患者の結核感染の有無の参考となる。効果的な予防・まん延防止のため、QFT 検査を実施する。

(保健所編 i-1.-8- (10) 結核発生動向調査事業 参照)

根 拠 法 令 等	依頼課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 等	保健予防課 感染症予防グループ

《実績》

QFT (IGRA) 検査実施状況

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受診者数		434	255	161
判 定	陽性	34	17	11
	判定保留	29	14	19
	陰性	371	224	131

(5) 風しん抗体検査（平成 26 年度開始）

【事業の目的・内容】

「宇都宮市風しん抗体検査及び相談事業」により、検査及び相談や保健指導を実施し、風しん感染に対する不安の軽減を図るとともに、必要に応じた予防接種の勧奨を行い、先天性風しん症候群の発生を予防することを目的に検査を実施する。

(保健所編 i-1.-8- (7) 風しん抗体検査・相談 参照)

根 拠 法 令 等	依頼課・グループ
宇都宮市風しん抗体検査及び相談実施要領 宇都宮市風しん抗体検査及び相談実施マニュアル	保健予防課 感染症予防グループ

《実績》

平成 26 年 6 月より開始され、3 月までに 372 検体実施した。

検体数	EIA 価 8.0 以上	EIA 価 8.0 未満
372	270	102

(6) 利用水検査

【事業の目的・内容】

「レジオネラ症防止指針」に基づき、利用水のレジオネラ属菌の検査を実施する。また、衛生管理を評価・指導するため、「公衆浴場法」、「旅館業法」に基づき浴槽水の大腸菌群、「遊泳用プール衛生指導要綱」に基づき採暖槽水、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、冷却塔水の大腸菌の検査を実施する。

(保健所編 ii-2.-1-(1) 生活衛生施設等の監視・指導の充実 参照)

根 拠 法 令 等	依頼課・グループ
公衆浴場法, 旅館業法, 建築物における衛生的環境の確保に関する法律, 宇都宮市遊泳用プール衛生指導要綱 等	生活衛生課 食品・環境衛生グループ

《実績》

① 利用水検査状況

検体	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
浴槽水	138	390	120	336	133	371
採暖槽水	5	15	4	16	8	32
冷却塔水	36	107	24	72	29	87
計	179	512	148	424	170	490

② 利用水検査項目等 (平成 26 年度)

	浴槽水	採暖槽水	冷却塔水	計
レジオネラ属菌	133	8	29	170
大腸菌群数	119	—	—	119
大腸菌	—	8	29	37
アメーバ	119	8	29	156
一般細菌数	—	8	—	8
計	371	32	87	490

(7) 国民健康栄養調査

【事業の目的・内容】

国民健康栄養調査に係る血液化学検査及び血糖検査に協力する。

(保健所編 i-1.-3-(1) 国民健康・栄養調査の実施 参照)

根 拠 法 令 等	依頼課・グループ
健康増進法 等	健康増進課 健康づくりグループ

《実績》

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
検体数	39	—	—

2 食品等検査（平成8年度開始 平成27年度予算：13,474千円 一部国補助）

市民が安心して日常生活を送れるよう、関係課の依頼により食品や生活用品についての試験検査や調査研究を行い、食品や家庭用品の安全性確保に役立つデータの提供を行う。

（1）食品収去等検査（平成8年度開始）

【事業の目的・内容】

「食品衛生法」に基づき、保健所が食品衛生監視指導計画により実施する収去検査と買上げ検査、食中毒関連の検査を実施している。また、市内食品業者や中央卸売市場の包丁やまな板等のふきとり検査及び市内の食肉供給拠点施設（食肉処理業、大規模販売業）の食肉汚染実態調査を実施する。

（保健所編 ii-1.-2-（2）食品収去の実施 参照）

根拠法令等	依頼課・グループ
食品衛生法、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令、宇都宮市農畜水産食品残留有害物質検査実施要領等	生活衛生課 食品衛生グループ 食肉衛生検査所

《実績》

① 食品等検査状況

依頼課	検査分類	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
生活衛生課	食品収去	1,069	11,344	1,046	13,185	1,049	17,201
	食中毒	321	2,723	219	2,242	288	2,298
	苦情等	1	1	1	1	2	2
食肉衛生検査所	食肉の残留農薬	6	18	6	18	6	18

② 食品等検査実施状況

	冷凍食品	弁当・そうざい	魚介類及びその加工品	肉類及びその加工品	果実及びその加工品	野菜及びその加工品	卵及びその加工品	穀類及びその加工品	豆類及びその加工品	麺類	菓子類	清涼飲料水	生乳	牛乳及び低脂肪牛乳	乳飲料	発酵乳及び乳酸菌飲料	アイスクリーム類	氷菓	調味料	酒精飲料	はちみつ	容器包装	いけすの水	ふきとり	その他	計	
																											検体数
検体数	48	68	119	62	29	99	6	2	13	24	68	14	372	14	16	19	14	4	10	3	2	7	24	199	103	1,339	
項目数計	3,111	328	1,051	398	4,429	6,674	132	14	39	105	168	155	372	84	32	57	56	8	50	6	8	35	24	1,224	941	19,501	
微生物	細菌	96	242	90	256	218	20			90	120	14	28	32	38	28	8	10					24	1,220	835	3,369	
	ノロウイルス		1	8															1					4	83	97	
	ロタウイルス																										0
	サポウイルス		1	1																1						23	26
	真菌																										0
食品添加物		76	766	30	130	620			36		40	84							38	6						1,826	
乳の成分規格													56		19	28										103	
残留農薬	3,015				4,299	5,836																				13,150	
動物用医薬品	合成抗菌剤			88	96		96																			280	
	抗生物質			16	16		16					372										8				428	

3 環境検査（平成8年度開始 平成27年度予算：7,191千円 市単独）

市民が健康で安心、快適に暮らせるよう環境保全業務として、環境保全課の依頼により河川等の公共水域や地下水の水質検査、工場排水の水質検査、ゴルフ場排水の農薬検査、事業場等のばい煙やVOC排出ガス等の測定及び工場・事業場等の騒音・振動測定を実施し、データを提供している。また、廃棄物対策課の依頼により、最終処分場周辺地下水等の水質調査や埋立地浸出水の水質検査、廃棄物の溶出試験等の検査を実施し、データを提供している。

さらに、生活衛生業務として生活衛生課の依頼により、公衆浴場や採暖槽水及び冷却塔水等の水質検査を実施している。

（1）環境保全課関係

【事業の目的・内容】

ア 水質検査

（ア）公共用水域

河川事故等による水質異常等の発生時に「水質汚濁防止法」に基づき、河川等公共用水の検査を実施する。

（イ）地下水

テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物や六価クロム等の重金属類等による地下水汚染状況を調査するため、「地下水の水質汚染に係る環境基準」に基づき、地下水の水質検査を実施する。

（ウ）工場排水

「水質汚濁防止法」の排水基準監視のため、特定事業所等の排水検査を実施する。

イ ゴルフ場農薬検査

「ゴルフ場の農薬使用に係る水質調査実施要領」に基づき、10カ所のゴルフ場について排水等の水質検査を実施する。

ウ 大気検査

（ア）ばい煙測定

「大気汚染防止法」に基づき、ばい煙発生施設の測定を実施する。

（イ）VOC濃度測定

「大気汚染防止法」に基づき、揮発性有機化合物排出施設の測定を実施する。

エ 騒音・振動検査

市民からの相談による現場調査を「騒音規制法」、「振動規制法」、「低周波音問題対応の手引書(平成16年)」に基づき検査を行っている。

根 拠 法 令 等	依頼課・グループ
水質汚濁防止法，地下水の水質汚染に係る環境基準，ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針，大気汚染防止法，騒音規制法，振動規制法 等	環境部環境保全課 調査指導グループ

《実績》

① 環境水質検査状況

検査分類	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
公共用水	9	72	5	36	4	4
地下水	28	165	22	154	11	76
工場排水	58	413	60	436	58	411
計	95	650	87	626	73	491

② 水質検査項目等（平成 26 年度）

		公共用水	地下水	工場排水	計			公共用水	地下水	工場排水	計
検体数		4	11	58	73	カドミウム			11	12	23
項目数計		4	76	411	491	シアン				3	3
生活環境項目	pH	4		58	62	鉛			11	10	21
	BOD			57	57	六価クロム				11	11
	COD			57	57	ヒ素			3		3
	SS			57	57	総水銀					0
	n-ヘキサン抽出物質			3	3	アルキル水銀					0
	フェノール類				0	PCB					0
	銅			11	11	ジクロロメタン			8	2	10
	亜鉛			13	13	四塩化炭素					0
	溶解性鉄			14	14	1,2-ジクロロエタン					0
	溶解性マンガン			12	12	1,1-ジクロロエチレン					0
	クロム			14	14	シス-1,2-ジクロロエチレン					0
	大腸菌群数				0	1,1,1-トリクロロエタン					0
	全窒素			3	3	1,1,2-トリクロロエタン			8		8
	全りん			3	3	トリクロロエチレン			8	1	9
その他項目	アンモニア性窒素合計量			51	51	テトラクロロエチレン			8	1	9
	アンモニア性窒素				0	1,3-ジクロロプロペン					0
	DO				0	チウラム					0
	電気伝導率				0	シマジン					0
	過マンガン酸カリウム消費量				0	チオベンカルブ					0
	有機物 (TOC)				0	ベンゼン					0
	硬度				0	セレン			3		3
	全鉄				0	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素					0
	第一鉄				0	硝酸性窒素					0
	農薬(定性)				0	亜硝酸性窒素					0
						ふっ素			8	12	20
					ほう素			8	5	13	
					1,4-ジオキサン				1	1	

③ ゴルフ場農薬検査実施状況

検査実績	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
計	15	1,080	15	1,080	15	1,088

④ ゴルフ場農薬の検査項目等 (平成 26 年度)

検査項目		項目数	検査項目		項目数	検査項目		項目数
殺 虫 剤	アセタミプリド	15	殺 菌 剤	クロロタロニル (TPN)	15	除 草 剤	クミルロン	15
	アセフェート	15		クロロネブ	15		グリホサート	15
	イソキサチオン	15		ジフェノコナゾール	15		シクロスルフアムロン	15
	イミダクロプリド	15		シプロコナゾール	15		ジチオピル	15
	エトフェンプロックス	15		シメコナゾール	15		シデュロン	15
	クロチアニジン	15		チウラム (チラム)	15		シマジン (CAT)	15
	クロラントラニリプロール	1		チオファネートメチル	15		テルブカルブ (MBPMC)	15
	クロルピリホス	15		チフルザミド	15		トリアジフラム	1
	シフルメトフェン	15		テトラコナゾール	15		トリクロピル	15
	シラフルオフェン	15		テブコナゾール	15		ナプロパミド	15
	ダイアジノン	15		トリフルミゾール	15		ハロスルフロメチル	15
	チアメトキサム	15		トルクロホスメチル	15		ピリプチカルブ	15
	チオジカルブ	15		バリダマイシン	15		ブタミホス	15
	テブフェノジド	15		ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	15		フラザスルフロ	15
	トリクロルホン	15		フルトラニル	15		フルボキサム	2
	ピリダフェンチオン	15		プロピコナゾール	15		プロピザミド	15
	フェニトロチオン (MEP)	15		ベノミル	15		ベンスリド (SAP)	15
	フェノブカルブ (BPMC)	1		ペンシクロン	15		ペンディメタリン	15
	ペルメトリン	15		ボスカリド	15		ベンフルラリン (バスロジン)	15
	ベンスルタップ	15		ホセチル	15		MCPP カリウム塩, MCPP ジメチルアミン塩, メプロップ P イソプロピルアミン塩及びメプロップ P カリウム塩	15
殺 菌 剤	アズキシストロビン	15	ポリカーバメート	15	ACN	1		
	イソプロチオラン	15	メタラキシル及びメタラキシルM	15	MCPA イソプロピルアミン塩及び MCPA ナトリウム塩	15		
	イブロジオン	15	メプロニル	15	S-メトラクロール	2		
	イミダジニルアルキル酸塩及びイミダジン酢酸塩	15	アシュラム	15	植物成長調整剤	トリネキサパックエチル	15	
	エトリジアゾール (エクロメゾール)	15	エトキシスルフロ	15				
	オキシシン銅 (有機銅)	15	オキサジクロメホン	15	合計	1088		
	キャプタン	15	カフェンストロール	15	検体数	15		

⑤ 大気及び騒音・振動等検査実施状況

		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
大気	ばい煙	3	29	3	30	5	48
	VOC 濃度	4	4	4	4	3	3
騒音		—	—	—	—	1	2
振動		—	—	—	—	—	—
低周波		2	2	—	—	—	—
計		9	35	7	34	9	53

⑥ 大気検査項目等(平成 26 年度)

ばい煙											揮発性 有機化 合物
硫黄酸 化物	窒素酸 化物	湿り排 ガス量	乾き排 ガス量	ばいじ ん量	排ガス 流速	排ガス 温度	塩化水 素	酸素濃 度	静圧	鉛及び その化 合物	
5	5	5	5	5	5	5	2	5	5	1	3

(2) 廃棄物対策課関係

【事業の目的・内容】

ア 最終処分場周辺地下水及び埋立地浸出水の水質検査

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、処分場周辺地下水と埋立地浸出水の検査を実施する

イ 土壌検査

「土壌の汚染に係る環境基準」に基づき、土壌検査を行う。

根 拠 法 令 等	依頼課・グループ
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等	環境部廃棄物対策課 指導グループ

《実績》

① 廃棄物対策課関係検査等実施状況

検査分類	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
水質	149	1,520	150	1,556	170	1,799
土壌	2	54	—	—	—	—
計	151	1,576	150	1,556		

② 検査項目等（平成 26 年度）

pH	電気伝導率	TOC	カドミウム	シアン	有機リン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	アルキル水銀
162	0	26	162	30	4	162	162	169	163	0
PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
8	11	8	8	8	0	8	8	8	30	30
1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	n-ヘキサン抽出物質	フェノール類
8	8	8	8	8	8	8	142	142	4	4
銅	亜鉛	鉄	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	アンモニア性窒素	全窒素			
8	4	4	4	4	4	4	4			

(3) 生活衛生課関係

【事業の目的・内容】

「公衆浴場法」、「旅館業法」に基づく浴槽水、「遊泳用プール衛生指導要綱」に基づく採暖槽水、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく冷却塔水の濁度等の理化学検査を実施する。

(保健所編 ii-2.-1-(1) 生活衛生施設等の監視・指導の充実 参照)

根 拠 法 令 等	依頼課・グループ
公衆浴場法, 旅館業法, 建築物における衛生的環境の確保に関する法律, 宇都宮市遊泳用プール衛生指導要綱 等	生活衛生課 食品・環境衛生グループ

《実績》

③ 利用水検査状況

検体	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
浴槽水	126	252	108	216	119	238
採暖槽水	5	15	4	12	8	24
冷却塔水	36	36	24	24	29	29
計	167	303	136	252	156	291

④ 利用水検査項目等 (平成 26 年度)

	浴槽水	採暖槽水	冷却塔水	計
p H	—	8	—	8
濁度	119	8	29	156
過マンガン酸 カリウム消費量	119	8	—	127
計	238	24	29	291

4 精度管理

試験データの信頼性を確保するため、外部機関が実施する外部精度管理調査に定期的に参加する。

食品検査部門においては、「宇都宮市食品衛生検査業務管理要領（以下、「業務管理要領」という。）」により、検査部門責任者（衛生環境試験所長）を設置し、信頼性確保部門責任者（保健所総務課長）と連携を図り、外部精度管理に加えて内部精度管理を実施し、信頼性の確保に努める。

（１）外部精度管理

【事業の目的・内容】

ア 微生物検査部門

栃木県試験検査精度管理委員会で実施する精度管理調査に参加する。

また、国立感染症研究所で実施する精度管理調査等、外部精度管理に参加する。

イ 食品検査部門

「業務管理要領」及び「精度管理の一般ガイドライン」に基づき、信頼性確保部門責任者の依頼により、一般財団法人食品薬品安全センター秦野研究所食品衛生事業部外部精度管理調査室で調製した検体について検査を実施する。

（保健所編 ii-1.-2-（3）食品衛生検査業務管理 参照）

根 拠 法 令 等	信頼性確保部門
食品衛生法第29条第2項，食品衛生法施行規則， 宇都宮市食品衛生検査業務管理要領 等	保健所総務課 薬事グループ

ウ 環境検査部門

環境省主催の精度管理調査や栃木県試験検査精度管理委員会で実施する精度管理調査に参加する。

《実績》

① 外部精度管理微生物検査実施状況

実施月	目的	検体	検査項目
8月	全国地衛研検査精度管理調査 (核酸検出試験)	パネル検体 (RNA抽出不要)	A型インフルエンザの 亜型診断検査
9月	栃木県試験検査精度管理調査 (細菌試験)	菌液模擬試料	菌の分離，同定
9月	結核菌遺伝子型別外部精度評価	結核菌 DNA	結核菌 VNTR 解析
11月	地衛研検査精度管理研究班による外部精度管理（ウイルス検査）	NoV 遺伝子挿入 プラスミド	NoV 遺伝子定量
11月	厚生労働科学研究 レジオネラ属菌検査外部精度管理調査	標準菌株	菌定量

② 外部精度管理食品検査実施状況

実施月	目的	検体	検査項目
7月	食品衛生外部精度管理 (菌数測定検査)	寒天状基材	一般細菌数
7月	食品衛生外部精度管理 (食品添加物検査)	漬物	ソルビン酸
9月	食品衛生外部精度管理 (残留農薬検査)	かぼちゃペースト	クロルピリホス EPN
10月	食品衛生外部精度管理 (菌同定検査)	マッシュポテト	黄色ブドウ球菌
10月	食品衛生外部精度管理 (残留動物用医薬品検査)	鶏肉ペースト	スルファジミジン
11月	食品衛生外部精度管理 (菌同定検査)	ハンバーグ	E. coli

③ 外部精度管理環境検査実施状況

実施月	目的	検体	検査項目
9月	環境測定分析統一精度管理調査 (水質試験)	模擬水質試料	pH COD 全窒素 全リン
9月	栃木県試験検査精度管理調査 (水質試験)	模擬排水試料	銅

(2) 内部精度管理

【事業の目的・内容】

食品検査部門において、「業務管理要領」及び「精度管理の一般ガイドライン」に基づき、食品添加物の添加回収試験等の内部精度管理を実施する。

そのうち、検査実施頻度の多い項目として、理化学的検査では、食品に添加した標準品の回収率を繰り返し求める「繰り返し試験」、微生物学的検査では、食品に添加した菌を検出する「定性試験」及び添加した菌の回収率を求める「定量試験」を実施し、信頼性確保部門責任者に報告する。

(保健所編 ii-1.-2-(3) 食品衛生検査業務管理 参照)

根 拠 法 令 等	信頼性確保部門
食品衛生法第29条第2項、食品衛生法施行規則、 宇都宮市食品衛生検査業務管理要領 等	保健所総務課 薬事グループ

《実績》

① 内部精度管理検査実施状況

実施月	目的	検体	検査項目
2月	食品衛生内部精度管理 (繰り返し試験)	塩漬	甘味料 (サッカリンナ トリウム)
2月	食品衛生内部精度管理 (繰り返し試験)	フィッシュ ソーセージ	発色剤 (亜硝酸根)
2月	食品衛生内部精度管理 (繰り返し試験)	みそ	保存料 (ソルビン酸)
3月	食品衛生内部精度管理 (定性試験)	弁当・そうざい	E. coli
3月	食品衛生内部精度管理 (定性試験)	弁当・そうざい	黄色ブドウ球菌
3月	食品衛生内部精度管理 (定量試験)	牛乳	一般細菌数

(3) 地域保健総合推進事業に基づく関東甲信静ブロック精度管理事業

【事業の目的・内容】

地域における健康危機管理体制確保のための地方衛生研究所の連携協力の推進並びに検査精度の向上を図る。

《実績》

① 精度管理事業実施状況

実施月	目的	検体	検査項目
9月	ジャガイモに含まれる自然毒 ソラニン, チャコニンの定量	発芽したジャガ イモ	α -ソラニン及び α -チャコ ニンの定量